



しまね Super 大使 吉田くん©DLE

建設産業における生産性向上 を支援します！

しまねの建設担い手確保育成補助金

建設産業における人手不足に対応するための事業者向けの支援メニュー

	ICT 活用工事加速化事業 (第2回 ICT 機器、ICT 建機の購入及びリース公募) 建設現場における生産性向上を通じて、処遇及び労働環境の改善を図る建設業者を支援します	●経営力向上計画認定申請書 中国地整へ提出・認定
対象者	島根県内に主たる営業所を有する 建設業者・測量業者・建設コンサルタント業者	●ICT 活用工事加速化事業計画 ●経営力向上計画承認申請書 (写) ●経営力向上計画認定通知 (写) 県へ提出
対象事業	建設現場における生産性の向上に資する ICT 測量機器及び付帯ソフト等、ICT 建機の購入及びリース ※中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画の認定が必要。	審査 (書類による審査) 事業採択通知
対象経費	ICT 機器及び ICT 建機の導入費 ・リースの場合、解約不可かつリース料総額の現在価値がリース物件購入金額の90%以上であるものについて初年度分のみ対象。 ・消費税及び地方消費税は対象外。	●補助金交付申請書 県へ提出
補助率	補助対象経費の1/3以内	補助金交付決定 必ず交付決定後に発注
補助上限額	ICT 機器購入及びリース…100万円 ICT 建機購入及びリース…500万円	●ICT 機器及び ICT 建機等の導入 ●実績報告の提出 県へ提出
補助回数制限	(令和7年度第1回公募の採択者は応募不可) 前年度まで及び令和7年度第1回の当補助金実績を含め、 ICT 機器の購入及びリースの申請受付は3回まで、 ICT 建機の購入及びリースの申請受付は1回までです。	

- ※1 補助金の交付決定日以降に発注・契約し、2月27日(金)までに納品、支払い及び実績報告を完了できる経費が補助対象です。
- ※2 募集期間は令和7年10月1日～令和8年2月27日です。
- ※3 ICT建機のレンタルについては引き続き募集中です。



<問合せ先> 島根県土木部土木総務課(建設産業対策室)

(電話)0852-22-5835 (メール)k-ninaite@pref.shimane.lg.jp

申請様式・よくある質問等は建設産業対策室ホームページ → [しまね建設担い手](#) [検索](#)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ninaite-hojokin.html>